

電解二酸化マンガンに対して課する不当廉売関税に関する政令第一条第一項第一号に規定する電気分解の工程を経て製造した二酸化マンガンでない旨の証明書の提出に関する省令の一部を改正する省令(案) 参照条文

◎ 関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号) (抄)

第八条の四 削除

◎ 関税暫定措置法施行令(昭和三十五年政令第六十九号)

(輸入数量の算出方法)

第十四条 法第七条の三第六項の規定により算出する同条第一項に規定する輸入数量は、法の別表第一の六に掲げる物品の輸入申告(関税法第四十三条の三第一項(外国貨物を置くことの承認) (同法第六十一条の四において準用する場合を含む。))又は第六十二条の十(外国貨物を置くこと等の承認)の承認の申請(以下この項及び第二十八条において「蔵入れ申請等」という。))がされた物品にあつては当該蔵入れ申請等とし、同法第七十六条第一項(郵便物の輸出入の簡易手続)に規定する郵便物にあつては同条第三項の規定による提示とする。)に係る数量として、同法第一百零二条第一項第一号(証明書類の交付及び統計の閲覧等)の統計(以下この条、次条、第十八条及び第十九条において「貿易統計」という。)に計上される数量(同表第一三項、第一四項、第一四の二項及び第二一項に掲げる物品にあつては、当該物品に係る数量を財務省令で定めるところにより換算して得た数量。以下この項において同じ。)を、当該数量が貿易統計に計上される方法に準じて月ごとに集計し、これを順次加算する方法により算出した数量とする。ただし、平成二十五年年度における法第七条の三第一項に規定する輸入数量を算出する場合において、当該年度の前年度において同表に掲げる物品のうち同条第二項第六号の規定により同条第一項の規定の適用をしなかつたものがあるときは、当該適用をしなかつたもの(平成七年度から平成二十四年度までの各年度の初日から当該各年度の発動日(同項に規定する発動日をいう。))が属する月の前々月の末日までに関税法第四十三条の三第一項(同法第六十一条の四において準用する場合を含む。))又は第六十二条の十の規定による承認を受けたものを除く。)の数量を平成二十五年年度における法第七条の三第一項に規定する輸入数量に加算するものとする。

2 (省 略)

◎ 電解二酸化マンガンに対して課する不当廉売関税に関する政令(平成二十年政令第九十六号) (抄)

(課税物件)

第一条 第一号に掲げる貨物であつて、第二号に掲げる国を原産地とするものうち、第三号に掲げる期間内に輸入されるもの(以下「特定貨物」という。)には、関税定率法(以下「法」という。)第八条第一項の規定により、不当廉売関税を課する。

一 法の別表第二八二〇・一〇号に掲げる二酸化マンガン(電気分解の工程を経て製造したものでない旨が経済産業省令で定めるところにより経済産業大臣の発給する証明書により証明され、かつ、当該証明書が財務省令で定めるところにより税関長に提出されたものを除く。第三条第一項において「電解二酸化マンガン」という。)

二 オーストラリア、スペイン、中華人民共和国又は南アフリカ共和国

三 平成二十年九月一日から平成二十五年八月三十一日までの期間

2及び3 (省略)